

「産業廃棄物実態調査」調査票

卷末参考資料

## 送付書類一覧

### **排出事業者**

#### 【提出書類】

- 調査票（その1）
- 調査票（その2）
- 廃棄物に関する意識調査票

#### [参考、資料]

- 表6 産業廃棄物コード表
- 表7 建設工事から発生すると考えられる主な廃棄物の種類
- 表8 「容積」から「重量」への換算
- （別紙A）産業廃棄物処理業者の優良性の判断に係る評価制度
- （別紙B）産業廃棄物抑制等事業費補助金

### **適正管理計画及び調査票（その1）を既に提出された排出事業者**

#### 【提出書類】

- 廃棄物に関する意識調査票

#### [参考]

- （別紙A）産業廃棄物処理業者の優良性の判断に係る評価制度
- （別紙B）産業廃棄物抑制等事業費補助金

### **廃棄物処理処分業者**

#### 【提出書類】

- 廃棄物に関する意識調査票

#### [参考]

- （別紙A）産業廃棄物処理業者の優良性の判断に係る評価制度
- （別紙B）産業廃棄物抑制等事業費補助金

# 調査票（その1）

# 産業廃棄物実態調査票

1. 本調査の対象期間は平成25年度（平成25年4月1日～平成26年3月31日）の1年間です。
2. 本調査は事業所単位で行いますので、調査票が送付された事業所に関して以下の質問にお答えください。  
そのため、貴事業所以外に貴社の本社、工場等があってもそれは調査の対象となりません。
3. 産業廃棄物等（事業所で不要となり、有償で取引されたものを含む）が調査の対象期間中に何も発生しなかった場合は、本調査票【その1】の「事業所の概要」、「事業の規模等」、「事業所の形態」欄をご回答いただき、「廃棄物発生の有無」欄を「2. 発生しなかった」にチェックを付けてご返送ください。
4. 調査票返送の前にコピー等控えを取っておいて下さい。
5. この調査票は、三重県のホームページからダウンロードしていただけます。（EXCEL形式）

<http://www.eco.pref.mie.lg.jp/cycle/050180/sanpaijittai/sanpaijittai.htm>

事業所の概要	事業所名			記入年月日	
	所在地	〒 -		平成	年 月 日
	代表者氏名			電話番号	
	記入者	部・課名：		氏名：	
	業種				
	事業内容	(具体的に)		(主要製品又は商品)	

事業の規模等	従業者数（建設業以外）	工事件数（建設業のみ）	金額（製造業・建設業のみ記入）
	平成25年4月1日現在の従業者数 (パート等の臨時職員及び常勤役員を含む)	平成25年度の 県内元請け工事件数	製造業：平成25年度の製造品出荷額 建設業：平成25年度の県内元請完工事高
	病床数 (医療業のみ)	件	万円/年

事業所の形態	製造業の場合	建設業の場合	医療業の場合	自動車関係業種※
	<input type="checkbox"/> 1. 工場・作業所 <input type="checkbox"/> 2. 開発・研究所のみ <input type="checkbox"/> 3. 事務所のみ <input type="checkbox"/> 4. その他 ( )	県内元請け工事 <input type="checkbox"/> 1. 有 <input type="checkbox"/> 2. 無	入院施設 <input type="checkbox"/> 1. 有 <input type="checkbox"/> 2. 無	車の整備、洗車を事務所内で <input type="checkbox"/> 1. 行っている。 <input type="checkbox"/> 2. 行っていない。 ※自動車関連業種とは、道路旅客運送業・自動車小売業・燃料小売業・自動車整備業の業種を指します。

廃棄物の発生有無	平成25年度の1年間に産業廃棄物（事業所で不要となり、有償で取引されたものを含む）は発生しましたか。該当する番号にチェックを付けてください。	
	<input type="checkbox"/> 1. 発生した	<input type="checkbox"/> 2. 発生しなかった

産業廃棄物等が発生していない事業所に対するアンケートはここまでです。このままご返送ください。

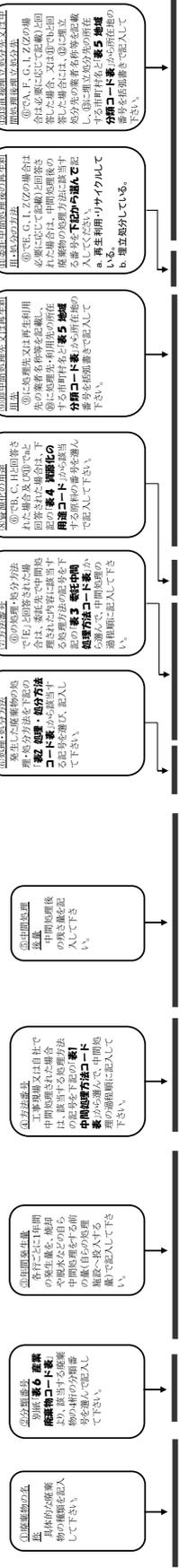
産業廃棄物の量的変化	平成25年度を基準（100%）にして、貴事業所（建設業の場合、貴社が受注した元請け工事）から発生した産業廃棄物の量的変化を過去5年間についてパーセント（%）で記入してください。 産業廃棄物が発生していない場合は、「0」、不明な場合は「不明」と記入してください。 自動車整備業の場合は、下記の5年の推移は記入不要です。					
	記入欄	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
	%	%	%	%	100	%

＜調査票の返送期限について＞  
調査票(その1・2)、アンケートの記入後、回答用紙のみを同封の封筒に入れて、1月29日(木)までに投函して下さい。  
(その1)のみの場合も、同様にご返送下さい。



# 調査票(その2) 記載例

<別紙記入例を参考に、ご記入下さい。>  
(1枚中の1枚目)



① 廃棄物の名称	② 分類番号				③ 年間発生量				④ 方法番号				⑤ 中間処理状況				
	10	11	12	13	10	11	12	13	1	2	3	4	1	2	3	4	
↓ 監査簿1: 建設現場のコンクリート片1000kgについて、中間処理業者に破砕処理を委託し、資源物として再資源化された場合	1	5	1	0	1	0	0	0	→	→	→	→	→	→	→	→	
↓ 監査簿2: 木くず2トン(200kg)について、中間処理業者に破砕処理を委託し、集積が確認された場合	2	8	1	0	1	0	0	→	→	→	→	→	→	→	→	→	
↓ 監査簿3: 不要となった重量10kgを売却した場合	3	金	1	2	0	0	0	→	→	→	→	→	→	→	→	→	
↓ 監査簿4: 排水処理汚泥1トン(排水処理施設に組み込まれた排水処理量で脱水され、2%に濃縮)について、中間処理業者に二次処理を委託し、堆肥として再資源化された場合	4	排	水	処	理	汚	泥	1	0	2	1	1	0	0	→	0	3
↓ 監査簿5: 木くずを100kgを、自社の破砕施設で破砕処理後、肥料として売却した場合	5	建	設	木	く	ず	0	8	1	0	1	0	0	→	0	7	

※ 記入欄が足りない場合にはお手数ですが、この表をコピーもしくは三重県のホームページよりダウンロードしてご使用ください。

**表1 中間処理方法コード表 (④方法番号)**

01 焼却発電・熱回収(※)	19 その他1 (具体的に)
02 焼却発電・熱回収(※)	20 その他2 (具体的に)
03 脱水	21 焼却(※)
04 乾燥	22 焼却(※)
05 油水分離	23 焼却(※)
06 中和	24 焼却(※)
07 破砕	25 焼却(※)
08 分級	26 焼却(※)
09 圧縮	27 焼却(※)
10 溶融(※)	28 焼却(※)
11 焼結	29 焼却(※)
12 切断・剪断	30 焼却(※)
13 焼成(※)	31 焼却(※)
14 焼成(※)	32 焼却(※)
15 焼成(※)	33 焼却(※)
16 セメント固化	34 焼却(※)
17 濃縮	35 焼却(※)
18 炭化	36 焼却(※)

**表2 処理・処分方法コード表 (⑤方法番号)**

A 自社の処分場で埋立処分	19 その他1 (具体的に)
B 自社で再生利用	20 その他2 (具体的に)
C 売却	21 焼却(※)
D 自社で保管	22 焼却(※)
E 処理業者が中間処理(※)	23 焼却(※)
F 処理業者の処分場で埋立処分	24 焼却(※)
G (※) 三県環境衛生事業団で埋立処分	25 焼却(※)
H 廃品回収業者(※)	26 焼却(※)
I 市町村で処理(※)	27 焼却(※)
J その他 (具体的に)	28 焼却(※)

**表3 委託中間処理方法コード表 (⑥方法番号)**

01 焼却発電・熱回収(※)	19 その他1 (具体的に)
02 焼却発電・熱回収(※)	20 その他2 (具体的に)
03 脱水	21 焼却(※)
04 乾燥	22 焼却(※)
05 油水分離	23 焼却(※)
06 中和	24 焼却(※)
07 破砕	25 焼却(※)
08 分級	26 焼却(※)
09 圧縮	27 焼却(※)
10 溶融(※)	28 焼却(※)
11 焼結	29 焼却(※)
12 切断・剪断	30 焼却(※)
13 焼成(※)	31 焼却(※)
14 焼成(※)	32 焼却(※)
15 焼成(※)	33 焼却(※)
16 セメント固化	34 焼却(※)
17 濃縮	35 焼却(※)
18 炭化	36 焼却(※)

**表4 焼却処理方法コード表 (⑦方法番号)**

10 鉄	19 その他1 (具体的に)
20 非鉄金属・貴金属	20 その他2 (具体的に)
30 燃料	21 焼却(※)
41 肥料・飼料	22 焼却(※)
42 土壌改良材	23 焼却(※)
50 埋め戻し材・盛土材	24 焼却(※)
51 再生資材・高純材	25 焼却(※)
60 パルプ・紙原料	26 焼却(※)
70 ガラス原料	27 焼却(※)
80 プラスチック原料	28 焼却(※)
90 セメント原料	29 焼却(※)
91 再生油・再生溶剤	30 焼却(※)
92 中和剤	31 焼却(※)
93 高炉還元	32 焼却(※)
99 その他 (具体的に)	33 焼却(※)

**表5 自己処分、再生利用、業者等委託状況(マニフェスト伝票を参考にしてください)**

記号 (A-Z)	⑦方法番号		⑧資源化用コード	⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺	⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺	⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺	⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺			
	1次処理	2次処理								
E	0	7	5 1	○	○	○	松阪市 (54)	a	⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺	⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺
E	0	2		●	●	●	愛知県 (23)	b	⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺	⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺
C			1 0	□	□	□	津市 (53)		⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺	⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺
E	1	4	4 1	■	■	■	伊勢市 (55)	a	⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺	⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺
C			3 0	◇	◇	◇	大阪府 (27)		⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺	⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺

**表6 産業廃棄物コード表** (この廃棄物分類表は当調査のためのものです)

産業廃棄物の分類コードについて、「(2) 特別管理産業廃棄物に関するもの」に該当する場合は(2)の分類番号を記載し、(2)以外の産業廃棄物については「(1) 産業廃棄物に関するもの」の分類番号を記載してください。

(1) 産業廃棄物に関するもの

種類	区分	分類番号	具 体 例
燃	え 殻	0100	石灰殻、コークス灰、重油灰、木灰、木炭灰、炉掃出物、すす、クリンカー、廃カーボン等
汚 泥 状 の もの	有機性汚泥 (排水処理汚泥)	0210	活性汚泥(余剰汚泥)、製紙汚泥、ビルピット汚泥(し尿を含むものは除く)、染色廃水処理汚泥、クリーニング廃水処理汚泥(水洗を主とする場合)、洗毛汚泥等
	有機性汚泥 (排水処理以外)	0211	イースト菌培養残さ
	無機性汚泥 (排水処理汚泥)	0220	鍍金汚泥、金属表面処理汚泥、研磨汚泥、砂利洗浄汚泥、セメント工場廃水処理汚泥、窯業廃水処理汚泥、水酸化アルミ汚泥、イオン交換樹脂再生廃液処理汚泥、その他の排水処理汚泥等
	無機性汚泥 (排水処理以外)	0221	金属さび粉体、廃ショットプラスト(さび落とししたものに限る)、脱硫石こう、赤泥、ガラス研磨汚泥、金属研磨汚泥、道路側溝汚泥、洗車汚泥、廃白土、ドライクリーニング汚泥、油水分離後の汚泥、廃顔料、硫酸第一鉄、廃硫酸、腐食塩、廃芒硝、廃尿素
	建設汚泥	0225	建設高含水率汚泥、ペントナイト汚泥
	上水汚泥	0226	浄水場汚泥
	下水汚泥	0217	下水処理汚泥
廃油	一般廃油	0310	エンジンオイル、機械油、コンプレッサー油、油圧油、ギヤオイル、モーターオイル、絶縁油、圧延油、焼入油、切削油、重油、廃塗料(油性のものに限る)、廃インク(油性のものに限る)
	植物性油脂	0315	アマニ油、桐油、ゴマ油、天ぷら油、サラダ油
	動物性油脂	0316	魚油、鯨油、豚脂、牛脂等
	廃溶剤	0320	ハロゲン化炭化水素類、アルコール、ケトン
	固形油	0330	アスファルト、タールピッチ、パラフィンろう、固形石けん、固形脂肪酸、クレヨン、パステル
	油でい	0340	タンクスラッジ
廃酸 (廃液で酸性を呈するもの)	0400	硫酸、塩酸、硝酸、ふっ化水素酸、クロム酸、混酸、ギ酸、酢酸、酒石酸等の廃液、写真定着廃液、酸洗工程廃液、排ガス洗浄廃液、その他工程廃液、各種酸性の塩類廃液	
廃アルカリ (廃液でアルカリ性を呈するもの)	0500	アンモニア、カ性ソーダ、カ性カリ、金属石けん等の廃液、写真現像廃液、アルカリ洗浄工程廃液、廃ガス洗浄廃液、その他工程廃液、各種アルカリ性の塩類廃液	
廃プラスチック類	廃プラスチック	0610	【熱硬化性樹脂くず】 フェノール樹脂、ユリア樹脂、エポキシ樹脂、メラミン樹脂 【熱可塑性樹脂くず】 塩化ビニル樹脂、塩化ビニリデン樹脂、ポリエチレン樹脂、ポリプロピレン樹脂 【合成繊維くず】 ナイロン繊維、ポリエステル繊維、ビニロン繊維、アクリル繊維、混紡繊維(合成繊維が主体のもの) 【その他】 FRP(繊維強化プラスチック、ガラス繊維強化プラスチック、強化プラスチック等)、廃塗料(固形状のものに限る)、廃接着剤、廃イオン交換樹脂、合成ゴムくず、塩ビ管、プラスチック容器、発泡スチロール、ビニールシート、電線被覆材、写真フィルム、プラスチックタイル、その他各種プラスチック製品くず
	廃タイヤ	0620	廃タイヤ
	石綿含有	0630	上記のうち、石綿含有産業廃棄物(非飛散性)であるもの

紙くず		0700	①パルプ、紙又は紙加工品の製造業、新聞業（新聞巻取紙を使用して印刷発行を行うものに限る。）、出版業（印刷出版を行うものに限る。）、製本業及び印刷物加工業に係るもので、ラミネート紙、印刷用紙、包装用紙、油紙、チップボール等の紙くず。 ②PCBが塗布され、又は染み込んだもの
	建設業に係る紙くず	0710	建設業（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。）に係る紙くず
木くず		0800	①木材又は木製品製造業（家具の製造業を含む。）、パルプ製造業及び、輸入木材の卸売業及び物品賃貸業に係る木くず、おがくず、かんなくず、パーク類、竹、ベニヤ、ベニヤボード類 ②貨物の流通のために使用したパレット（パレットへの貨物の積付けのために使用したこん包用の木材を含む） ③PCBが染み込んだもの
	建設業に係る木くず	0810	建設業（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。）に係る木くず
繊維くず		0900	①繊維工業（衣服その他の繊維製品製造業を除く。）に係る羊毛、綿、絹、麻等の天然繊維、レーヨン、アセテート、混紡繊維（天然繊維が主体のもの）。 ②PCBが染み込んだもの
	建設業に係る繊維くず	0910	建設業（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。）に係る繊維くず
動・植物性残さ		1000	食料品製造業、飲料・飼料製造業、医薬品製造又は香料製造業において原料として使用した動物又は植物に係る固形状の不要物で、ハム残さ、ソーセージ残さ、ベーコン残さ、スクリーンかす、あら、甲殻、卵殻、貝殻、チーズかす、羽毛、野菜くず、果実くず、つけ物くず、小麦、米、大豆醸造かす、香辛料残さ、ぬか、ふすま、パンくず、きじくず、でんぷん製造篩かす、あめかす、おから、あん製造かす、コーヒーかす、綿実油かす、製品くず、香料、生薬抽出残さ等
動物系固形不要物		1050	と畜場においてとさつし、又は解体した獣畜及び食鳥処理場において食鳥処理した食鳥に係る固形状の不要物
ゴムくず		1100	天然ゴムくず、エボナイトくず、廃ラテックス等
金属くず		1200	切粉、ショットブラスト（金属のみがきに使用したものに限り）、スクラップ、ブリキくず、トタンくず、空き缶、銅くず、アルミくず等
ガラスくず等	ガラスくず	1302	白熱電球、窓ガラス、びん類、グラスウール、ガラス食器、光学レンズ、クリスタルガラス、理化学用要ガラス器具、薬品びん等
	陶磁器くず	1303	セラミックくず、れんが、かわら、土管、陶管、タイル、陶器、モルタルハツリくず、石膏ボード製品くず等
	コンクリート製品くず	1304	コンクリート製品くず（製品の製造過程で生じるコンクリートくず等）
	石綿含有	1305	上記のうち、石綿含有産業廃棄物（非飛散性）であるもの
鋳さい	廃砂	1401	鋳物廃砂、サンドブラスト廃砂（塗料かす等を含む物を除く）等
	その他の鋳さい	1403	転炉、高炉、平炉、溶融炉等の残さい、キューボラのノロ、金属スラグ、不良鋳石、不良石炭、粉炭かす、廃土石類（鋳石の加工の際生じるものに限る）等
がれき類（工作物の新築・改築、解体作業で発生するもの）	コンクリート片	1510	コンクリートの破片、コンクリートブロックの破片
	廃アスファルト	1520	アスファルトコンクリートの破片
	その他	1530	鉄道用線路の砂利、骨材、石材、れんが、スレート、かわら、土管、陶管、タイル、断熱材、石膏ボードの破片等
	石綿含有	1540	上記のうち、石綿含有産業廃棄物（非飛散性）であるもの
動物の糞尿		1600	畜産農業に該当する事業活動に伴って生じる、牛の糞尿、馬の糞尿、豚の糞尿、鶏の糞尿
動物の死体		1700	畜産農業に該当する事業活動に伴って生じる牛の死体、馬の死体、豚の死体、鶏の死体
ばいじん		1800	大気汚染防止法に規定されるばい煙発生施設又は汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類及びPCB汚染物の焼却施設において発生するもので集じん施設によって、集められたもの。
13号廃棄物		1900	処分するために処理したもの（コンクリート固型化等）、メッキ汚泥固形物

(2) 特別管理産業廃棄物に関するもの

種類	区分	分類番号	具 体 例
引火性廃油		0311	産業廃棄物である揮発油等、灯油類、軽油類（引火点70℃未満のもの）
腐食性廃酸		0401	水素イオン濃度指数（pH）が2.0以下のもの
腐食性廃アルカリ		0501	水素イオン濃度指数（pH）が12.5以上のもの
感染性廃棄物		2091	医療関係機関等から排出される産業廃棄物であって、人が感染し、若しくは感染のおそれのある病原体が含まれ、若しくは付着している廃棄物又はこれらのおそれのある廃棄物
特定有害産業廃棄物	廃PCB（ポリ塩化ビフェニル）等	2201	廃PCB及びPCBを含む廃油
	PCB汚染物	2301	産業廃棄物のうち、PCBが染み込んだ汚泥、木くず、繊維くず、PCBが塗布され又は染み込んだ紙くず、PCBが付着し、又は封入された廃プラスチック類、金属くず、PCBが付着した陶磁器くず、がれき類
	PCB処理物	2401	<p>廃PCB等又はPCB汚染物を処分するために処理したもので、以下の基準を満たさないもの</p> <p>①廃油 PCB 0.5mg/kg以下</p> <p>②廃酸、廃アルカリ PCB 0.03mg/L以下</p> <p>③廃プラスチック、金属くず、陶磁器くず、PCBの付着又は封入が無いこと</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・洗浄液試験法（洗浄液：0.5mg/kg以下）</li> <li>・ふきとり試験法（面積：0.1μg/100m<sup>2</sup>以下）</li> <li>・部材採取試験法（部材：0.01mg/kg以下）</li> </ul> <p>④上記以外（汚泥、燃え殻、ばいじん） PCB 0.003mg/検液L以下</p>
	廃石綿等	2101	建築物に使用された吹き付け石綿・石綿含有保湿材を除去したもの及び石綿建材除去事業で使用した用具類（廃プラスチックシート、防塵マスク、作業衣など）など。大気汚染防止法の特定期じん発生施設の集じん施設で集められた飛散性の石綿など。
	その他	2500	<ul style="list-style-type: none"> <li>・政令で定められた一定の施設から排出される、環境省令で定める判定基準に適合しない、ばいじん、燃え殻、廃酸、廃アルカリ、汚泥又はこれらの処理物</li> <li>・環境省令で定める判定基準に適合しない鉱さい</li> <li>・輸入廃棄物の焼却炉ばいじん、燃えがら、排ガス洗浄汚泥又はこれらの処理物</li> <li>・政令で定められた一定の施設から排出される、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロメタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロパン、ベンゼン（いずれも廃溶剤に限る。濃度には関係ない。）又はこれらの処理物</li> </ul>

**表7 建設工事から発生すると考えられる主な廃棄物の種類**

下表に廃棄物の例を示しました。該当するものはもれなく調査票に記入してください。この例示以外のものも発生している場合は、「表6 産業廃棄物コード表」を参照のうえ、記入してください。

工事の種類	主な発生廃棄物の例	名称	分類番号	
木造家屋新築工事	トタン、ブリキ等加工くず	金属くず	1200	
	プラスチック内装材切くず	廃プラスチック類	0610	
	プラスチック梱包材くず	廃プラスチック類	0610	
	木材破片	木くず	0810	
	ガラスくず	ガラスくず	1302	
	屋根瓦、断熱材くず	陶磁器くず	1303	
	木造家屋解体工事	木材破片	木くず	0810
		鉄等の金属破片、スクラップ	金属くず	1200
		石膏ボードの破片、上記以外の解体残材	その他のがれきり類	1530
		場所打杭工法等からの汚泥	無機性汚泥	0225
コンクリート建屋（新築工事）	モルタルハンズりくず	陶磁器くず	1303	
	ガラスくず	ガラスくず	1302	
	プラスチック内装材くず	廃プラスチック類	0610	
	鉄筋、形鋼、トタン、空き缶等のスクラップ	金属くず	1200	
コンクリート建屋（解体工事）	既存建屋解体残材	コンクリート片	1510	
	木材破片	木くず	0810	
橋梁、高架橋工事	鉄等の金属破片、スクラップ	金属くず	1200	
	コンクリート構造物破片	コンクリート片	1510	
	石膏ボードの破片、その他解体残材	その他のがれきり類	1530	
	廃石綿	廃石綿等	2101	
	形鋼等のスクラップ、鋼製の支保工残材	金属くず	1200	
	場所打杭工法の泥水	無機性汚泥	0220	
	鉄骨工事	支保工等の鋼残材	金属くず	1200
		泥水シーールド工法からの泥水	無機性汚泥	0220
	地下鉄、ずい道、下水道敷設工事	鋼製支保残材	金属くず	1200
		ビニルシート、塗料かす（固形）	廃プラスチック類	0610
塗装工事	塗料かす（液状）	一般廃油	0310	
	コンクリートハンズりくず	陶磁器くず	1303	
土地・宅地造成、掘削、林道、治山、砂防、災害復旧等の土木工事	既存建物解体残材	コンクリート片	1510	
	道路修復アスファルトくず	廃アスファルト	1520	
道路舗装工事	道路修復コンクリートくず	コンクリート片	1510	
	電柱（コンクリート製）	コンクリート片	1510	
電気工事	電線くず	金属くず	1200	
	被覆くず	廃プラスチック類	0610	
設備給排水工事	アスファルトコンクリートくず	廃アスファルト	1520	
	塩ビ管	廃プラスチック類	0610	
	コンクリート管、断熱材くず	陶磁器くず	1303	
	鉄等の金属片、スクラップ	金属くず	1200	

**表8 「容積」から「重量」への換算**

種類	換算値	種類	換算値
燃え殻	1.14 t/m <sup>3</sup>	ガラスくず及び陶磁器くず	1.00 t/m <sup>3</sup>
汚泥	1.10 t/m <sup>3</sup>	鉱さい	1.93 t/m <sup>3</sup>
廃油	0.90 t/m <sup>3</sup>	がれきり類	1.48 t/m <sup>3</sup>
(ドラム缶1本の廃油)	0.200 t/本	動物のふん尿	1.00 t/m <sup>3</sup>
(1斗缶1本の廃油)	0.018 t/本	動物の死体	1.00 t/m <sup>3</sup>
廃酸	1.25 t/m <sup>3</sup>	ばいじん	1.26 t/m <sup>3</sup>
廃アルカリ	1.13 t/m <sup>3</sup>	13号廃棄物	1.00 t/m <sup>3</sup>
廃プラスチック類	0.35 t/m <sup>3</sup>	建設混合廃棄物	0.26 t/m <sup>3</sup>
紙くず	0.30 t/m <sup>3</sup>	廃電気機械器具	1.00 t/m <sup>3</sup>
木くず	0.55 t/m <sup>3</sup>	感染性産業廃棄物	0.30 t/m <sup>3</sup>
繊維くず	0.12 t/m <sup>3</sup>	廃石綿等	0.30 t/m <sup>3</sup>
動植物性残渣	1.00 t/m <sup>3</sup>	廃タイヤ(大型車用)	0.045 t/本
動物系固形不要物	1.00 t/m <sup>3</sup>	廃タイヤ(普通車用)	0.007 t/本
ゴムくず	0.52 t/m <sup>3</sup>	廃タイヤ(軽自動車用)	0.004 t/本
金属くず	1.13 t/m <sup>3</sup>		

(注)・上記の換算係数は、1立方メートル当たりのトン数(廃タイヤ等を除く)  
 ・この換算表は、あくまでマクロ的な重量を把握するための参考値という位置付けです。

## 廃棄物に関する意識調査票（排出事業者対象）

三重県では、三重県内の事業所を対象として、産業廃棄物の実態調査（平成25年度実績）とあわせて意識調査を実施します。  
 いただいた回答につきましては、集計結果のみ三重県で公表するとともに、三重県廃棄物処理計画策定の参考資料として活用させていただきますので、本調査の回答にご協力をお願いいたします。

### 1 産業廃棄物の発生抑制やリサイクル(再利用・再生利用)への取組等

#### (1) 取組の状況

貴事業所内において、産業廃棄物の発生抑制やリサイクルにどのように取り組んでいますか。以下の取組内容ごとに、それぞれ、実施状況としてあてはまる一つに○印を付してください。（業務内容に関係無い項目には、「該当無し」に○印を付してください。）

取組内容	該当無し	実施状況		
		実施している	実施を検討中	実施していない
総合的事項	環境配慮製品の設計・開発			
	ISOやM-EMSなどの環境マネジメントによる廃棄物対策の取組			
	廃棄物管理を統括する組織を整備する等、全社的取組の推進			
	廃棄物処理に関する管理計画の策定			
	廃棄物処理に関する情報公開の推進			
発生抑制	発生量低減のため資材や工程等の改善			
	発生する不要物の自社内での有効利用を促進			
	発生する不要物の有償売却を促進			
	包装材・梱包材の使用量の削減			
	自己中間処理による減量化			
リサイクル	リサイクル可能な処理先へ委託			
	自社内で再生処理しリサイクルを推進			
	分別・選別徹底によるリサイクル等の推進			
	再生品、再生資源の利用の促進			
	発生廃棄物を燃料とした発電・熱回収の促進			
その他	有害廃棄物の発生抑制			
	処理困難廃棄物の自主回収システムの構築			

(2) 発生抑制とリサイクルに関する目標値

貴事業所では、産業廃棄物の発生抑制などの目標を設定していますか、目標の有無に○印を付すとともに、設定した目標値や基準値を記載して下さい。

	目標無し	目標有り	目標値がある場合			
			基準年	基準年の数値	目標年	目標値
発生量の抑制						
リサイクル率の向上						
最終処分量の削減						

(3) 発生抑制とリサイクルの取組を進める上での課題

「発生量の抑制」「リサイクル率の向上」「最終処分量削減」の取組を進めるうえでの課題は何ですか。それぞれ課題と思うものに2つまで○印を付けてください。

	発生量の抑制	リサイクル率向上	最終処分量削減
	課題を2つまで選択	課題を2つまで選択	課題を2つまで選択
人手がかかる			
技術力が必要			
知識・情報が必要			
社員教育が難しい			
専門的な相談先がない			
必要な技術や機械設備が開発されていない			
機械設備などに投資が必要			
コスト高になってしまう			
何をして良いのか分からない			
事業特性から、発生抑制・リサイクルは不可能			
その他（具体的な課題を記載してください）			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・発生量の抑制関係（発生抑制が困難な廃棄物など）</li> <li>・リサイクル率の向上関係（リサイクルが困難な廃棄物など）</li> <li>・最終処分量の削減（最終処分量の削減が困難な廃棄物など）</li> </ul>			

## 2 産業廃棄物の適正処理への取組

### (1) 電子マニフェストの利用

県では、産業廃棄物の適正処理を確保するため、電子マニフェストの普及促進を図っているところですが、貴事業所における電子マニフェストの加入状況などをお教えてください。

#### 1) 電子マニフェストシステムへの加入状況

電子マニフェストシステムに加入していますか。あてはまるもの一つに○を付してください

現在の加入状況			
加入 →2) △	加入を検討 している	未加入 →3) △	マニフェスト交付 の必要ない

#### 2) 利用のメリット

(現在の加入状況を「加入」と回答した事業所のみお答えください。)

電子マニフェストシステムに加入している事業所にお伺いします。電子マニフェストを利用した感想として、以下の項目それぞれについて、あてはまるものに一つ○印を付してください。

項目	良い	やや良い	やや悪い	悪い
産業廃棄物の適正処理を確保できる				
産業廃棄物処理の管理が容易にできる				
事務の効率化が図れる				
コストが削減できる				
使い勝手が良い				
メリットを感じない				

#### 3) 加入していない理由

(現在の加入状況を「未加入」と回答した事業所のみお答えください。)

電子マニフェストシステムに加入していない事業所にお伺いします。加入しない理由は何ですか。以下の当てはまる全てに○を付してください。

項目	該当事項
電子マニフェスト制度を知らない	
電子マニフェストを利用するメリットを感じない	
操作が面倒、又は、操作が分からない	
コストがかかる	
収集運搬業者や処分業者が電子マニフェストを使っていない	
利用するために人員を確保する必要がある	
その他の理由があれば記載して下さい	

## (2) 優良産業廃棄物処理業者の活用

県では、産業廃棄物の適正処理を確保するため、優良産業廃棄物処理業者（通常の許可基準よりも厳しい基準を満たした産業廃棄物処理業者で、県が法に基づき審査し認定）の活用を促進する取組を行っているところですが、貴事業所において優良産業廃棄物処理業者をどの程度活用していますか。下表のあてはまるもの一つに○印を付してください。

現在の加入状況				
全部を 優良産廃処理 業者に委託	一部を 優良産廃処理 業者に委託	検討中 → (3) へ	活用してい ない → (3) へ	マニフェスト 交付の必要ない → (4) へ

（「全部を優良業者に委託」「一部を優良業者に委託」と回答した事業所のみお答えください

優良産業廃棄物処理業者を活用していない理由は何ですか。以下の当てはまる全てに○印を付してください。

項目	該当事項
制度を知らない	
処理料金が高くなる	
現在の処理委託先でも適正に処理されている	
近くに委託可能な優良産業廃棄物処理業者がない	
メリットが少ない	
その他の理由があれば記載して下さい	

## (3) 処理業者の選定

産業廃棄物処理業者（中間処理業者・最終処分業者）の選定にあたって、次の項目をどの程度重視していますか。下表の項目ごとに、それぞれ、当てはまる一つに○印を付してください。

項目	特に重視 している	やや重視 している	重視 していない
会社情報（法人の事業内容、履歴、財務状況）			
環境関連資格・取組の状況			
処理料金の設定			
処理の方法や実績（廃棄物の種類、量、施設能力）			
処理施設の維持管理状況（排ガス・排水等の環境基準の適合）			
電子マニフェストの利用			
優良産業廃棄物処理業者の認定			
リサイクルの取組状況			
廃棄物による発電・熱回収の取組状況			
過去における違法な処理等の有無			
（その他重視している事項があれば記載して下さい）			

(4) 処理が困難な産業廃棄物

貴事業所から排出する産業廃棄物のうち、リサイクルや処理が困難なものがありますか。ある場合は、具体的な種類等を記載して下さい。

処理が困難な産業廃棄物の種類、性状、その理由
------------------------

3 産業廃棄物の発生や処理における地球温暖化対策の取組

(1) 現在の取組

貴事業所からの産業廃棄物の発生やその処理について、地球温暖化対策の取組をどのように行っていますか。各項目の取組状況について、それぞれ、あてはまるもの1つに○印を付してください。(業務内容に関係が無い項目には、「該当無し」に○印を付してください。)

項目	該当無し	地球温暖化対策への取組		
		取り組んでいる	取組を検討している	取り組んでいない
発生	可燃性廃棄物の発生抑制			
	不要となったものを資源や燃料として利用促進(売却を含む)			
運搬	発生する廃棄物の効率的な運搬(頻度や車両など)			
	発生する廃棄物の処理業者までの距離(距離が短い業者の選定)			
処理	廃棄物を処理する際に発電・熱回収を促進(処理業者への委託含む)			
	廃棄物の燃料としての再生処理を促進(処理業者への委託含む)			
(その他の関係する取組があれば記載して下さい)				

4 産業廃棄物処理体制の整備

県内の産業廃棄物の処理体制には、どのようなことが望まれますか。各項目ごとに、それぞれ、あてはまるもの1つに○を付してください。

項目	重要	やや重要	やや重要でない	重要でない
適正処理を一層確保できる体制				
環境に配慮した処理施設				
リサイクルが進む処理施設				
発電・熱回収が進む処理施設				
最終処分場の確保				
災害に強い産業廃棄物の処理体制				
処理が困難な廃棄物の処理事業を進める				

## 5 不法投棄を許さない社会をつくる取組

当県では産業廃棄物不法投棄発見件数が減少傾向にあります。身のまわりの産業廃棄物不法投棄の状況をどのように感じますか。あてはまるもの一つに○印を付してください。

不法投棄の状況（5年程度前との比較）				
減っている	やや減っている	やや増えている	増えている	わからない

不法投棄を許さない社会づくりを進めていくために、どのようなことが重要だと思いますか。各項目について、それぞれ、あてはまるもの一つに○印を付してください。

項目	重要	やや重要	やや重要でない	重要でない
適正処理について普及啓発				
排出事業者が不適正処理防止に取り組む				
行政の監視体制の強化				
廃棄物110番など県民からの通報窓口				
関係者が連携し、早期に発見できる体制づくり				
（その他の関係する取組があれば記載して下さい）				

## 6 三重県の廃棄物関連施策

今後、県が行うべき廃棄物施策と思われる施策は何ですか。各項目ごとに、それぞれ、県が実施する必要性としてあてはまるもの一つに○印を付してください。

項目		行うべき	やや行うべき	行うべきでない	分からない
事業者	事業者の産業廃棄物処理計画(※)策定や実施の推進				
	事業者の適正処理の確保の取組の推進				
	事業者の発生抑制やリサイクルに対する支援（補助金、技術支援等）				
	セミナー等による情報提供				
処理体制	優良な産業廃棄物処理業者の育成				
	環境に配慮した高度な処理施設の整備促進				
	リサイクルや発電・熱回収を行う施設の整備促進				
	最終処分場の確保				
	災害に強い産業廃棄物の処理体制				
監視指導	処理が困難な廃棄物の処理事業を進める				
	廃棄物処理業者への立入による必要な指導				
	不法投棄に対する監視強化				
	不適正処理事案の県代執行による環境修復				
	不法投棄防止のための普及啓発				

（※）産業廃棄物処理計画：事業者が、廃棄物処理法第12条9項や県マニュアルに基づき、産業廃棄物の排出抑制やリサイクル等について定める計画

本県では、産業廃棄物税制度を導入し得られた財源の一部を活用して、排出事業者を対象に「産業廃棄物の発生抑制やリサイクル技術の開発に対する補助金」制度を設けています。本制度をご存じですか。

(参考)

産業廃棄物税制度とは、三重県内の産業廃棄物の最終処分場や中間処理施設に産業廃棄物を搬入する事業者の皆様に、産業廃棄物税を納めていただく制度（年間1,000 t以上の事業所が対象）です。  
 なお、産業廃棄物税は、産業廃棄物関連施策に要する費用として活用しています。

知っている	聞いたことがある	知らない
-------	----------	------

産業廃棄物税により、県が実施する必要があると思われる事業は何ですか。以下の項目から、あてはまるもの全てに○印を付してください。

項目	該当事項
産業廃棄物の発生抑制やリサイクル技術の開発に対する補助金	
県内産業廃棄物処理業者においてリサイクルや熱回収を行う体制整備の支援	
企業の産業廃棄物の発生や処理について、インターネットで情報を交換できるような環境整備	
県内産業や県内工事で発生する廃棄物のリサイクルや処理技術の研究開発	
県内産業や県内工事で発生する廃棄物のリサイクルや処理技術について、県内企業との共同研究	
産業廃棄物の焼却施設や最終処分場の周辺を住み良く整備する事業	
再生資源の購入費用に対する補助金	
県内の不法投棄対策	
(その他の事業があれば具体的に記載してください)	

三重県の産業廃棄物に関する施策についてご意見がありましたら、ご記入ください。

最後に貴企業・事業所の所在市町名を記載し、該当業種名に○印を付してください。

所在市町名 \_\_\_\_\_

業種名 (鉱業・採石業・砂利採取業) (建設業) (製造業) (電気・ガス・熱供給・水道業)  
 (情報通信業) (運輸業・郵便業) (卸売業・小売業) (不動産業・物品賃貸業)  
 (学術研究・専門・技術サービス業) (宿泊業・飲食サービス業)  
 (生活関連サービス業・娯楽業) (教育・学習支援業) (医療・福祉)  
 (複合サービス業) (サービス業(他に分類されないもの))

以上でアンケートはおしまいです。ご協力ありがとうございました。

## 廃棄物処理の今後の取組に関する調査票（廃棄物処理業者対象）

三重県では、三重県内の産業廃棄物処理業者を対象として、今後の取組等に関する調査を実施します。  
 いただいた回答につきましては、集計結果のみ三重県で公表するとともに、三重県廃棄物処理計画策定の参考資料として活用させていただきますので、本調査の回答にご協力をお願いいたします。

- 1 産業廃棄物の処理に関する許可の種類  
 貴社が取得している許可について、全て、○印を付してください。

許可を取得しているもの	該当事項
(特別管理) 産業廃棄物収集運搬業	
(特別管理) 産業廃棄物処分業（中間処理）	
(特別管理) 産業廃棄物処分業（最終処分）	

- 2 今後の廃棄物の処理事業

(1) 取組の方向

貴社における取組の実施状況について、以下の項目のうち該当するもの全てに○印を付してください。

今後の取組方向	実施状況		
	実施している	実施を検討中	実施していない
優良認定取得や電子マニフェストなど適正処理の取組を進める			
適正処理のため社内体制を強化			
環境に配慮した高度な処理施設を整備する			
リサイクルや発電・熱回収を行う施設の整備を進める			
廃棄物系バイオマスの利活用を進める (堆肥化、資材化、ガス回収、発電等)			
災害に強い処理体制をつくる			
処理が困難な廃棄物の処理事業を進める			
廃棄物処理事業を行わない			
分からない			

(2) 中間処理施設の新増設

今後10年程度の間に、中間処理施設の新増設を行う計画がある場合は、該当する項目に○印を付し、必要事項を記入してください。

中間処理施設の新増設計画		該当事項
計画の有無	新設の予定がある	
	増設の予定がある	
(新増設の予定がある場合、整備の予定年を記載してください。) 平成 年頃		
施設の 種類	焼却施設	
	リサイクルを推進する施設	
	廃棄物系バイオマスの利活用を推進する施設	
	発電・熱回収を推進する施設	
	上記以外の中間処理施設	
検討中又は未定		
(焼却施設以外の施設の場合、その施設の種類の記載してください。)		
施設の 処理 能力	(見込んでいる処理能力を記載してください。) ※見込んでいない場合は空欄でかまいません。 _____トン/日 _____m3/日	
再生利用 量	(見込んでいる再生利用量を記載してください。) ※見込んでいない場合は空欄でかまいません。 _____トン/日 _____m3/日	
発電・熱 回収量	(見込んでいる発電・熱回収量を記載してください。) ※見込んでいない場合は空欄でかまいません。 _____KWh/日 _____MJ/日	
処理対象 廃棄物の 種類	(処理対象を検討している主な廃棄物の種類を記載してください。)	

(3) 最終処分場の新増設

今後10年程度の間に、最終処分場の新増設を行う計画がある場合は、該当する項目に○印を付し、必要事項を記入してください。

最終処分場の新増設計画		該当事項
計画の有無	新設の予定がある	
	増設の予定がある	
(予定がある場合、整備の予定年を記載してください。) 平成 年頃		
施設の 種類	管理型最終処分場	
	遮断型最終処分場	
	検討中又は未定	
施設の 埋立能力	(見込んでいる埋立量を記載してください。) ※見込んでいない場合は空欄でかまいません。 _____M3	
埋立対象 の廃棄物 の種類	(埋立対象を検討している主な廃棄物の種類を記載してください。)	

3 産業廃棄物の適正処理に係る取組

(1) 事業内容等に関する情報提供

産業廃棄物の排出事業者や、貴社の事業の周辺地域住民に、どのような情報を提供しているか、該当する事項に、各々、一つだけ○印を付してください。(貴社の業務内容で、関係がない項目は空欄にしてください)

項目	排出事業者		地域住民	
	情報提供している	情報提供していない	情報提供している	情報提供していない
会社情報（法人の事業内容、履歴、財務状況）				
環境関連資格・取組の状況				
処理の方法（施設の種類・能力・工程）				
処理の実績（処理する廃棄物の種類と量）				
処理施設の維持管理状況（排ガス・排水等の環境基準の適合）				
電子マニフェストの利用				
優良産業廃棄物処理業者の認定				
リサイクルの取組状況				
廃棄物による発電・熱回収の取組状況				
（その他情報提供している事項があれば記載して下さい）				
排出事業者				
地域住民				

(2) 優良産業廃棄物処理業者認定に関する取組

優良産業廃棄物処理業者認定に関して、現在と今後の取組について、該当する事項に一つだけ○印を付してください。

(参考) 認定制度の概要は別紙のとおりです。

現在の取組	該当事項	
優良認定の基準に適合し、本県の認定を受けている。		
優良認定の基準に適合しているが、本県の認定は受けていない		
（その理由）		
適合確認を受けるメリットがない		
排出事業者からのニーズがない		
適合確認の手続が面倒である		
適合確認申請のタイミングがなかった		
その他（ ）		
優良認定の基準に適合していない		
（適合が困難な基準）		
実績と遵法性		
事業の透明性		
環境配慮の取組		
電子マニフェスト		
財務体質の健全性		
優良基準の適合について考えていない		
制度を知らない		

今後の取組	該当事項
認定取得に向け取り組んでいく	
認定取得を検討する	
認定取得に取り組む予定はない	
(その理由)	
基準適合が困難	
認定を受けるメリットがない	
排出事業者からのニーズがない	
コストがかかる	
適合確認の手続が面倒である	
その他 ( )	
認定取得について考えていない	
分からない	

(3) 電子マニフェストの利用

1) 利用のメリット

県では、産業廃棄物の適正処理を確保するため、電子マニフェストの普及促進を図っているとありますが、貴社における電子マニフェストの加入状況などをお教えてください。

1) 電子マニフェストシステムへの加入状況

電子マニフェストシステムに加入していますか。あてはまるもの一つに○を付してください

現在の加入状況			
加入 →2) △	加入を検討 している	未加入 →3) △	マニフェスト交付 の必要ない

2) 利用のメリット

(現在の加入状況を「加入」と回答した事業所のみお答えください。)

電子マニフェストを利用した際にどのようなメリットを感じますか。以下の項目それぞれについて、あてはまるものを一つだけ○印を付してください。

項目	良い	やや良い	やや悪い	悪い
排出事業者からの電子マニフェスト使用の要望に応えられる				
産業廃棄物処理の管理が容易にできる				
事務の効率化が図れる				
コストが削減できる				
使い勝手が良い				
メリットを感じない				

3) 加入していない理由

(現在の加入状況を「未加入」と回答した場合のみお答えください。)

電子マニフェストシステムに加入しない理由は何ですか。以下の当てはまる全てに○を付してください。

項目	該当事項
電子マニフェスト制度を知らない	
電子マニフェストを利用するメリットを感じない	
契約先の排出事業者が電子マニフェストを利用していない	
操作が面倒、又は、操作が分からない	
コストがかかる	
利用するために人員を確保する必要がある	
その他の理由があれば記載して下さい	

4 産業廃棄物の処理等に関する地球温暖化対策の取組

(1) 現在の取組内容

産業廃棄物処理において、地球温暖化対策の取組をどのように行っていますか。各項目の取組状況について、それぞれ、あてはまるもの1つに○印を付してください。(業務内容に関係が無い項目には、「該当無し」に○印を付してください。)

項目	該当無し	地球温暖化対策への取組		
		取り組んでいる	取組を検討している	取り組んでいない
運搬	効率的な運搬頻度の設定			
	燃費の良い運搬車両の利用			
	排出事業者や処理業者と連携した効率的な運航ルートの設置			
	リサイクルや発電・熱回収に関する排出事業者への情報提供			
処理	廃棄物を処理する際に発電・熱回収を実施			
	廃棄物の燃料としての再生処理			
	廃棄物系バイオマスの利活用			
(その他の関係する取組があれば記載して下さい)				

## 5 災害、事故等に備えた措置

現状の取組内容と今後の取組方向について該当する事項に、全て○印を付し、その他の措置がある場合は具体的に記載して下さい。

災害、事故等に備えた措置	現在の取組	今後の取組
廃棄物が飛散・流出しないような防止の策		
関係する計画やマニュアルの策定		
社員の防災訓練や教育などの実施		
廃棄物処理施設への防災対策		
措置内容の検討		
(その他の措置があれば記載して下さい)		
現在の取組		
今後の取組		

## 6 三重県の廃棄物関連施策

今後、県が行うべき廃棄物施策と思われる施策は何ですか。各項目ごとに、それぞれ、県が実施する必要性としてあてはまるもの1つに○印を付して下さい。

		行うべき	やや行うべき	行うべきでない	分からない
事業者	事業者の産業廃棄物処理計画(※)策定や実施の推進				
	事業者の適正処理の確保の取組の推進				
	事業者の発生抑制やリサイクルに対する支援(補助金など)				
	セミナー等による情報提供				
処理体制	優良な産業廃棄物処理業者の育成				
	環境に配慮した高度な処理施設の整備促進				
	リサイクルや発電・熱回収を行う施設の整備促進				
	最終処分場の確保				
	災害に強い産業廃棄物の処理体制				
	処理が困難な廃棄物の処理事業を進める				
監視指導	廃棄物処理業者への立入による必要な指導				
	不法投棄に対する監視強化				
	不適正処理事案の県代執行による環境修復				
	不法投棄防止のための普及啓発				

(※) 産業廃棄物処理計画：事業者が、廃棄物処理法第12条9項や県マニュアルに基づき、産業廃棄物の排出抑制やリサイクル等について定める計画

産業廃棄物税により、県が実施する必要があると思われる事業に○印（複数回答可）を付し、その他の事業があれば具体的に記載してください。

(参考)

産業廃棄物税制度とは、三重県内の産業廃棄物の最終処分場や中間処理施設に産業廃棄物を搬入する事業者の皆様、産業廃棄物税を納めていただく制度（年間1,000 t以上の事業所が対象）です。

なお、産業廃棄物税は、産業廃棄物関連施策に要する費用として活用しています。

項目	該当事項
産業廃棄物の発生抑制やリサイクル技術の開発に対する補助金	
県内産業廃棄物処理業者においてリサイクルや熱回収を行う体制整備の支援	
企業の産業廃棄物の発生や処理について、インターネットで情報を交換できるような環境整備	
県内産業や県内工事で発生する廃棄物のリサイクルや処理技術の研究開発	
県内産業や県内工事で発生する廃棄物のリサイクルや処理技術について、県内企業との共同研究	
産業廃棄物の焼却施設や最終処分場の周辺を住み良く整備する事業	
再生資源の購入費用に対する補助金	
県内の不法投棄対策	
(その他の事業があれば具体的に記載してください)	

三重県の産業廃棄物に関する施策についてご意見がありましたら、ご記入ください。

--

最後に貴企業・事業所の所在市町名を記載してください。

所在市町名 \_\_\_\_\_

以上でアンケートはおしまいです。ご協力ありがとうございました。